

# 特定非営利活動法人淡水生態研究所 定款

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

この法人は、特定非営利活動法人淡水生態研究所という。英文では Institute of Freshwater Ecological Research と表記する。

(事務所)

### 第2条

この法人は、主たる事務所を京都府長岡京市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

### 第3条

この法人は、カメ類をはじめとした淡水生態系を取り巻く自然環境の保全というテーマに関して、保全活動や研究活動を行っている民間団体、個人、関係機関等と相互の連絡を図りながら、カメ類をはじめとした淡水生態系の研究及び保全活動が持続可能なものとなるよう、育成・発展させることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

### 第4条

この法人は、その目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動

(事業)

### 第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 淡水生態系の研究・保全に関わる事業
- (2) 淡水生態系の研究・保全活動の育成及び発展に関する事業
- (3) 淡水生態系の研究・保全に関する講演会、講習会、研修会等の開催による人材育成の事業
- (4) 淡水生態系に係る外来生物等の防除及び利活用に関する事業
- (5) 会員および関係団体等との相互連絡と情報の収集及び提供に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事務及び事業

### 第3章 会員

(種別)

#### 第6条

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

#### 第7条

会員となるには、この法人所定の様式による申込みのうえ、代表理事の承認を得るものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

#### 第8条

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

#### 第9条

会員はこの法人所定の様式による退会届を代表理事に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

#### 第10条

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

#### 第11条

前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散、消滅したとき。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

### 第12条

- 1 この法人に、理事3名以上、監事1名を置く。
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

### 第13条

- 1 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数全体の3分の1を超えて含まれることにならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員任期)

### 第14条

- 1 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

### 第15条

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(職務及び権限)

### 第16条

- 1 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、法令及びこの定款の定め並びに理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員解任)

#### 第17条

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によって解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

#### 第18条

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、総会の議決をもって定める。

### 第5章 総会

(構成)

#### 第19条

総会は、正会員をもって構成する。

(種別)

#### 第20条

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(権能)

#### 第21条

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要な事項

(開催)

## 第22条

- 1 通常総会は、毎事業年度1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

## 第23条

- 1 総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 総会を招集するには、正会員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに書面又は電磁的方法を以て通知しなければならない。

(議長)

## 第24条

総会の議長は、代表理事がこれを行う。代表理事に事故があるときは、当該総会において、議長を選出する。

(定足数)

## 第25条

総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

## 第26条

- 1 総会における議決事項は、第23条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

#### 第27条

- 1 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号及び第43条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

#### 第28条

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

### 第29条

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

### 第30条

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

### 第31条

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

### 第32条

- 1 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 理事会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに書面又は電磁的方法を以て通知しなければならない。

(議長)

### 第33条

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

### 第34条

- 1 理事会における議決事項は、第32条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

### 第35条

- 1 各理事の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

### 第36条

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者名（書面若しくは電気的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

### 第37条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものを以て構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

### 第38条

この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

#### 第39条

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

#### 第40条

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

#### 第41条

1 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

#### 第42条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

#### 第43条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

- (7) 会議に関する事項
- (8) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (9) 定款の変更に関する事項

(解散)

#### 第44条

- 1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
  - (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

#### 第45条

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経て選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

#### 第46条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告の方法

(公告の方法)

#### 第47条

この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行い、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載して行う。ただし、解散時の公告、清算時の破産手続開始決定の公告は官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

### 第48条

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	多田哲子
理事	加賀山翔一
理事	久米卓美
理事	坂雅宏
理事	高柿大佑
理事	田中（西堀）智子
監事	網本壮一郎
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員入会金 0円  
正会員年会費 0円
  - (2) 賛助会員入会金 一口 0円（一口以上）  
賛助会員年会費 一口 0円（一口以上）

(法第 10 条第 1 項関係)

役員名簿

特定非営利活動法人淡水生態研究所

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	多田 哲子		無
理事	加賀山翔一		無
	久米 卓美		無
	坂雅宏		無
	高 高柿大佑		無
	田中(西堀) 智子		無
監事	網本 壮一郎		無

(各役職五十音順)

(法第10条第1項第5号関係)

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

私たちの身近にある森林や里山、海、川などにはさまざまな生物がくらしています。その中でくらす私たちは、それぞれの土地の生態系に支えられながら、地域独自の衣食住、言葉、芸術などの文化を育んできました。生物多様性や生態系の多様性を守ることは、そのようにして育まれた地域の文化や景観を守ることに繋がっていきます。

そうした中、私たちはカメ大好き、自然大好きな仲間が集まって、在来種の保全や普及啓発等の活動を行ってきており、より持続的に生態系や生物多様性の保全につながる活動をするを目的に、法人格をもった「特定非営利活動法人淡水生態研究所」を設立することとなりました。

### 2 申請に至るまでの経過

当法人は、これまで一般社団法人淡水生態研究所として、主にカメ類をはじめとした淡水生態系を取り巻く自然環境の保全というテーマに関して、「保全・研究」、「外来種防除」、「普及啓発」、「交流」の4つを柱とし、関西エリアを中心に、調査、防除及び利活用の推進、各種講演会・研修会の開催等の活動を実施してきました。

これらの活動は、営利を目的とするものではなく、「生物多様性を守ることは地域の文化や景観を守ることに繋がる」という理念のもと、行政や地域の方々と協働しながら行っていました。

しかし、一般社団法人制度は、公益的な目的の活動以外にも幅広い活動形態を想定した柔軟な法人制度であり、環境保全という特定非営利活動を主たる目的として活動する当法人にとっては、その制度上、活動の公益性や非営利性を十分に表現しきれない面があると認識するに至りました。

一方で、特定非営利活動法人制度は、活動分野、非営利性、情報公開等について法令上明確な枠組みが設けられており、当法人の活動目的等により整合的であると考えております。

今後、活動の公益性をより明確化し、行政や地域社会との協働を進めるにあたり、同制度の下で活動することが適切であると判断し、この度、本申請をさせていただきたく存じます。

なお、本申請は、当法人の活動目的に最適な制度の下での活動のために、これまでとは全く別の法人格を設立することが趣旨であり、一般社団法人淡水生態研究所については、関係法令に基づき適正に解散及び清算手続等を行う予定です。

令和8年5月15日

特定非営利活動法人淡水生態研究所  
設立代表者 氏名 多田哲子

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人淡水生態研究所

1 事業実施の方針

(1) 事業の目的

令和8年度において、特定非営利活動法人淡水生態研究所が実施する事業の目的は以下のとおり。

<定款第3条>

この法人は、カメ類をはじめとした淡水生態系を取り巻く自然環境の保全というテーマに関して、保全活動や研究活動を行っている民間団体、個人、関係機関等と相互の連絡を図りながら、カメ類をはじめとした淡水生態系の研究及び保全活動が持続可能なものとなるよう、育成・発展させることを目的とする。

(2) 事業の種類

令和8年度において、特定非営利活動法人淡水生態研究所が実施する事業の種類は以下のとおり。

<定款第5条>

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 淡水生態系の研究・保全に関わる事業
(2) 淡水生態系の研究・保全活動の育成及び発展に関する事業
(3) 淡水生態系の研究・保全に関する講演会、講習会、研修会等の開催による人材育成の事業
(4) 淡水生態系に係る外来生物等の防除及び利活用に関する事業
(5) 会員および関係団体等との相互連絡と情報の収集及び提供に関する事業
(6) その他この法人の目的を達成する為に必要な事務及び事業

2 事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
淀城堀での活動 (1)X(2)X(3)X(4)X(5))	京都市伏見区淀城跡公園の堀では、アカミミガメによる食害や外来植物との競合等により、地域の観光名物であった固有の品種のハス「淀姫」をはじめとする在来のハスの生育に影響が出ている。 そこで、当該地でのハスの再生に向け、外来生物の防除やハスの生育環境の整備等の活動を継続していく。	(A)月1回 (B)京都市伏見区 (C)10人	(D)地域住民 (E)不特定多数	—

中池見湿地での活動 ((1)(2)(3)(4)(5))	福井県敦賀市に位置する中池見湿地は、ラムサール条約に登録された泥炭湿地である。中池見湿地では、条件付き特定外来生物であるアカミミガメが侵入しておらず、在来種のニホンイシガメが多数生息するなど、希少な生態系が残される一方、ニホンイシガメとクサガメの交雑種が発見されたり、条件付特定外来生物のアメリカザリガニが侵入しているなどの課題もある。 当法人では、従来から中池見湿地で定期的にカメ類の生息調査やアメリカザリガニの防除活動を行っており、引き続き、中池見湿地での研究、保全、防除活動を実施していく。	(A) 年2回 (B) 福井県敦賀市 (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	—
大正川での活動 ((1)(2)(3)(4)(5))	大阪府北摂地域を流れる大正川において、長年にわたりカメ類の捕獲調査及び在来カメ類の保全活動を実施している団体と連携し、調査・保全活動を継続していく。	(A) 不定期 (B) 大阪府茨木市 (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	—
長岡京市での活動 ((1)(2)(3)(4)(5))	当法人の所在地である長岡京市において、継続的にアカミミガメや在来種の生息状況を調査する。	(A) 不定期 (B) 京都府長岡京市 (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	—
在来カメの生息状況に係る調査 ((1)(2)(3)(4)(5))	当法人メンバーがレッドデータブック改定分科会委員に就任している奈良県をはじめ、近畿地方を中心に、在来のニホンイシガメの生息状況に関する調査を引き続き実施し、それらの生息状況について明らかにするとともに、保全活動等につなげていく。	(A) 月2回 (B) 主に近畿地方 (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	—
他団体等との連携 ((1)(2)(3)(4)(5))	兵庫県稲美町、京都府京田辺市、奈良県宇陀市など、これまでから当法人でもカメ類の調査・保全・普及啓発活動等を実施している地域において、引き続き各地域で活動されている団体等と連携しつつ、活動を継続していく。	(A) 不定期 (B) 主に近畿地方 (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	—
地域での活動支援 ((1)(2)(3)(4)(5))	アカミミガメをはじめとした外来生物の防除等の課題を抱える地域において、当該地域の実情に応じて、防除講習会の開催、捕獲罠の設置実演などの活動支援を行う。	(A) 不定期 (B) 主に近畿地方 (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	—
講演活動や講師派遣等 ((1)(2)(3)(4)(5))	生態系保全や生物多様性、外来種問題等への関心を高め、知識を普及させるために講演活動や講師派遣等を行う。	(A) 不定期 (B) 主に近畿地方 (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	—
セミナー等への参加等による最新の知見の収集等 ((1)(2)(4)(5))	カメ類をはじめとした淡水生態系の保全等に関連したセミナー等に参加し、最新の知見の収集に努める。	(A) 不定期 (B) 全国 (C) 10人	(D) 当法人の会員 (E) 20人	—

令和9年度の事業計画書

令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人淡水生態研究所

1 事業実施の方針

(1) 事業の目的

令和9年度において、特定非営利活動法人淡水生態研究所が実施する事業の目的は以下のとおり。

<定款第3条>

この法人は、カメ類をはじめとした淡水生態系を取り巻く自然環境の保全というテーマに関して、保全活動や研究活動を行っている民間団体、個人、関係機関等と相互の連絡を図りながら、カメ類をはじめとした淡水生態系の研究及び保全活動が持続可能なものとなるよう、育成・発展させることを目的とする。

(2) 事業の種類

令和9年度において、特定非営利活動法人淡水生態研究所が実施する事業の種類は以下のとおり。

<定款第5条>

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 淡水生態系の研究・保全に関わる事業
(2) 淡水生態系の研究・保全活動の育成及び発展に関する事業
(3) 淡水生態系の研究・保全に関する講演会、講習会、研修会等の開催による人材育成の事業
(4) 淡水生態系に係る外来生物等の防除及び利活用に関する事業
(5) 会員および関係団体等との相互連絡と情報の収集及び提供に関する事業
(6) その他この法人の目的を達成する為に必要な事務及び事業

2 事業の実施に関する事項

事業名	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
淀城堀での活動 (1)(2)(3)(4)(5)	京都市伏見区淀城跡公園の堀では、アカミミガメによる食害や外来植物との競合等により、地域の観光名物であった固有の品種のハス「淀姫」をはじめとする在来のハスの生育に影響が出ている。 そこで、当該地でのハスの再生に向け、外来生物の防除やハスの生育環境の整備等の活動を継続していく。	(A) 月1回 (B) 京都市伏見区 (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	—

中池見湿地での活動 (1)(2)(3)(4)(5)	福井県敦賀市に位置する中池見湿地は、ラムサール条約に登録された泥炭湿地である。中池見湿地では、条件付き特定外来生物であるアカミミガメが侵入しておらず、在来種のニホンイシガメが多数生息するなど、希少な生態系が残される一方、ニホンイシガメとクサガメの交雑種が発見されたり、条件付特定外来生物のアメリカザリガニが侵入しているなどの課題もある。 当法人では、従来から中池見湿地で定期的にカメ類の生息調査やアメリカザリガニの防除活動を行っており、引き続き、中池見湿地での研究、保全、防除活動を実施していく。	(A) 年2回 (B) 福井県敦賀市 (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	—
大正川での活動 (1)(2)(3)(4)(5)	大阪府北摂地域を流れる大正川において、長年にわたりカメ類の捕獲調査及び在来カメ類の保全活動を実施している団体と連携し、調査・保全活動を継続していく。	(A) 不定期 (B) 大阪府茨木市 (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	—
長岡京市での活動 (1)(2)(3)(4)(5)	当法人の所在地である長岡京市において、継続的にアカミミガメや在来種の生息状況を調査する。	(A) 不定期 (B) 京都府長岡京市 (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	—
在来カメの生息状況に係る調査 (1)(2)(3)(4)(5)	近畿地方を中心に、在来のニホンイシガメの生息状況に関する調査を引き続き実施し、それらの生息状況について明らかにするとともに、保全活動等につなげていく。	(A) 月2回 (B) 主に近畿地方 (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	—
他団体等との連携 (1)(2)(3)(4)(5)	兵庫県稲美町、京都府京田辺市、奈良県宇陀市など、これまでから当法人でもカメ類の調査・保全・普及啓発活動等を実施している地域において、引き続き各地域で活動されている団体等と連携しつつ、活動を継続していく。	(A) 不定期 (B) 主に近畿地方 (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	—
地域での活動支援 (1)(2)(3)(4)(5)	アカミミガメをはじめとした外来生物の防除等の課題を抱える地域において、当該地域の実情に応じて、防除講習会の開催、捕獲罠の設置実演などの活動支援を行う。	(A) 不定期 (B) 主に近畿地方 (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	—
講演活動や講師派遣等 (1)(2)(3)(4)(5)	生態系保全や生物多様性、外来種問題等への関心を高め、知識を普及させるために講演活動や講師派遣等を行う。	(A) 不定期 (B) 主に近畿地方 (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	—
セミナー等への参加等による最新の知見の収集等 (1)(2)(4)(5)	カメ類をはじめとした淡水生態系の保全等に関連したセミナー等に参加し、最新の知見の収集に努める。	(A) 不定期 (B) 全国 (C) 10人	(D) 当法人の会員 (E) 20人	—

## 設立当初の事業年度 活動予算書

特定非営利活動法人淡水生態研究所

法人成立の日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄付金		
受取寄付金	80,000	80,000
3. 事業収益		
収益事業収益	0	0
4. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		80,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	10,000	
郵送費	5,000	
消耗品費	50,000	
旅費交通費	0	
支払利息	0	
その他経費計	0	65,000
事業費計		65,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	10,000	
郵送費	5,000	
旅費交通費	0	
支払利息	0	
その他経費計	0	15,000
管理費計		15,000
経常費用計		80,000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

## 令和9年度活動予算書

特定非営利活動法人淡水生態研究所

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄付金		
受取寄付金	80,000	80,000
3. 事業収益		
収益事業収益	0	0
4. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		80,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	10,000	
郵送費	5,000	
消耗品費	50,000	
旅費交通費	0	
支払利息	0	
その他経費計	0	65,000
事業費計		65,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	10,000	
郵送費	5,000	
旅費交通費	0	
支払利息	0	
その他経費計	0	15,000
管理費計		15,000
経常費用計		80,000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0